

合 意 書

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下、甲という。）と保険薬局名称 _____
_____（以下、乙という。所在地 _____）
は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第 23 条第 2 項及び第 24 条
の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする（詳細については、横浜市立脳卒中・
神経脊椎センター「**院外処方せんにおける疑義照会プロトコール**」参照）。

- ① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ② 内用薬の剤形の変更
- ③ 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤ 貼付剤や軟膏類の包装・規格変更
- ⑥ その他、合意事項

2 開始時期について

開始時期：令和 年 月 日

3 内容変更について

内容の変更については、必要時協議を行うこととする

令和 年 月 日

名称（甲）：横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

住所：神奈川県横浜市磯子区滝頭 1-2-1

代表者氏名：病院長 城倉 健 印

名称（乙）：

住所：

開設者氏名： 印